出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（令和七年法務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

本則の表改正後欄の出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）別表第三の経営・管理の項の下欄中第七号を第八号とし、第六号を第七号とする。

本則の表改正後欄の出入国管理及び難民認定法施行規則別表第三の七の経営・管理の項の下欄中第五号を第六号とし、第四号を第五号とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

その他告示

○厚生労働省告示第二百七十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十二条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の設立を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第一項の規定により告示する。

令和七年十月十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

一

（一）　健康保険組合の名称　国立健康危機管理研究機構健康保険組合

（二）　健康保険組合の所在地　東京都新宿区戸山一丁目二十一番一号

（三）　設立事業所の名称及び所在地　国立健康危機管理研究機構　東京都新宿区外二事業所

（四）　認可の年月日　令和七年二月十七日

二

（一）　健康保険組合の名称　ブリストル・マイヤーズ　スクイブ健康保険組合

（二）　健康保険組合の所在地　東京都千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル

（三）　設立事業所の名称及び所在地　ブリストル・マイヤーズスクイブ株式会社　東京都千代田区　外一事業所

（四）　認可の年月日　令和七年二月十七日

三

（一）　健康保険組合の名称　サイバーエージェント健康保険組合

（二）　健康保険組合の所在地　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十三番五号

（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社サイバーエージェント　東京都渋谷区　外三十九事業所

（四）　認可の年月日　令和七年四月七日

○厚生労働省告示第二百七十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十六条第二項の規定に基づき、次の健康保険組合の解散を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十八条の規定により告示する。

令和七年十月十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

一

（一）　健康保険組合の名称　遠州鉄道健康保険組合

（二）　事務所の所在地　静岡県浜松市中央区旭町十二番地の一

（三）　設立事業所の名称及び所在地　遠州鉄道株式会社　静岡県浜松市　外十一事業所

（四）　認可の年月日　令和七年三月二十五日

二

（一）　健康保険組合の名称　シーガイアフェニックス健康保険組合

（二）　事務所の所在地　宮崎県宮崎市山崎町浜山シーガイアコンベンションセンター内

（三）　設立事業所の名称及び所在地　フェニックスリゾート株式会社　宮崎県宮崎市

（四）　認可の年月日　令和七年三月二十五日

三

（一）　健康保険組合の名称　新潟日産自動車健康保険組合

（二）　事務所の所在地　新潟県新潟市中央区新光町一番地七

（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社ＮＳホールディングス　新潟県新潟市　外十一事業所

（四）　認可の年月日　令和七年三月二十五日

四

（一）　健康保険組合の名称　ニユートーキヨー健康保険組合

（二）　事務所の所在地　東京都千代田区飯田橋一丁目三番二号

（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社ニユートーキヨー　東京都千代田区　外一事業所

（四）　認可の年月日　令和七年三月二十五日

五

（一）　健康保険組合の名称　プログレス健康保険組合

（二）　事務所の所在地　東京都千代田区神田須田町一丁目十二番地

（三）　設立事業所の名称及び所在地　足立産業株式会社　東京都中央区　外十二事業所

（四）　認可の年月日　令和七年三月二十五日

○厚生労働省告示第二百七十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十三条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の合併を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十六条の規定により告示する。

令和七年十月十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

一

（一）　合併後消滅する健康保険組合

1　健康保険組合の名称　ＳＭＢＣファイナンスサービス健康保険組合

2　事務所の所在地　愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二十三番二十号

3　設立事業所の名称及び所在地　ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社　愛知県名古屋市　外三事業所

（二）　合併後存続する健康保険組合

1　健康保険組合の名称　三井住友銀行健康保険組合

2　事務所の所在地　東京都千代田区一番町十六番地二

3　設立事業所の名称及び所在地　株式会社三井住友銀行　東京都千代田区　外四十六事業所

（三）　認可の年月日　令和六年三月二十五日

二

（一）　合併後消滅する健康保険組合

1　健康保険組合の名称　ダイエー健康保険組合

2　事務所の所在地　東京都江東区東陽二丁目二番二十号

3　設立事業所の名称及び所在地　株式会社ダイエー　東京都江東区　外八事業所

（二）　合併後存続する健康保険組合

1　健康保険組合の名称　イオン健康保険組合

2　事務所の所在地　千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

3　設立事業所の名称及び所在地　イオン株式会社　千葉県千葉市　外九十二事業所

（三）　認可の年月日　令和七年三月二十五日

三

（一）　合併後消滅する健康保険組合

1　健康保険組合の名称　長野銀行健康保険組合

2　事務所の所在地　長野県松本市渚二丁目九番三十八号

3　設立事業所の名称及び所在地　株式会社長野銀行　長野県松本市　外四事業所

（二）　合併後存続する健康保険組合

1　健康保険組合の名称　八十二銀行健康保険組合

2　事務所の所在地　長野県長野市大字中御所字岡田百七十八番地八

3　設立事業所の名称及び所在地　株式会社八十二銀行　長野県長野市　外十四事業所

（三）　認可の年月日　令和七年三月二十五日

四

（一）　合併後消滅する健康保険組合

1　健康保険組合の名称　ミツミ健康保険組合

2　事務所の所在地　東京都多摩市鶴牧二丁目十一番地二

3　設立事業所の名称及び所在地　ミツミ電機株式会社　東京都多摩市　外四事業所

（二）　合併後存続する健康保険組合

1　健康保険組合の名称　ミネベアミツミ健康保険組合

2　事務所の所在地　長野県北佐久郡御代田町御代田四千百六番地七十三

3　設立事業所の名称及び所在地　ミネベアミツミ株式会社　東京都港区　外十一事業所

（三）　認可の年月日　令和七年三月二十五日